

「交通空白地有償運送」の手引き

岡 山 県

〈令和6年6月〉

※この手引きは、交通空白地有償運送について示したものです。

目 次

I	交通空白地有償運送とは	1
II	交通空白地有償運送の登録要件	1
III	新規登録申請について	4
IV	運送の開始等について	5
V	申請内容の変更等について	7
VI	更新登録の申請について	9
VII	申請手数料について	10
	自家用有償運送の対価（例示）	11
	提出書類・様式等	
1	申請書添付書類一覧表	12
2	様式一覧表	13
3	運送者における日々の確認チェック表	47
4	連絡先一覧表	48

I 交通空白地有償運送とは

交通空白地有償運送は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 1 号に定められており、過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、地域住民、観光旅客その他当該地域を来訪する者に対して、既存のバス・タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村又は特定非営利活動法人等が営利を目的とせず、輸送サービスを行うことをいいます。

交通空白地有償運送を行うには、市町村長が主宰する地域公共交通会議の合意を得た後、岡山県の登録を受ける必要があります。

なお、国土交通省（岡山運輸支局）が所管していた交通空白地有償運送の事務・権限については、平成 28 年 4 月に岡山県に移譲されました。岡山県における登録等の手続きを行う担当課は、県民生活部県民生活交通課となっています。

II 交通空白地有償運送の登録要件

交通空白地有償運送の登録を得るには、登録要件全てを満たす必要があります。

1 運送主体（交通空白地有償運送の登録申請者）

営利を目的としない次の法人・団体に限られています。

- (1) 市町村
- (2) NPO 法人
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 地縁団体（地方自治法における認可団体に限る）
- (5) 農業協同組合
- (6) 消費生活協同組合
- (7) 医療法人
- (8) 社会福祉法人
- (9) 商工会議所
- (10) 商工会
- (11) 労働者協同組合
- (12) 営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号～3 号のいずれにも該当しない者であること）

※バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理、旅客の運送の手配に係るサービスに協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできます。

2 運行形態（路線または区域）

路線又は運送の区域は、原則、過疎地域その他の交通が著しく不便な地域（「交通空白

地」) で、地域公共交通会議の協議により定められた路線又は区域となります。

区域を定めて運行する場合は、発地(乗車する場所)又は着地(降車する場所)のいずれかが運送の区域内であることが必要です。

3 運送の対象

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者が対象です。

4 使用車両

①使用車両は、運送主体が使用権原を有していることが必要です。

使用権原を有している車両とは、次のものをいいます。

- 1) 車検証の使用者の欄に運送主体である法人名が記載されているもの
- 2) 貸借契約を締結した書面(使用車両を明示のこと)又は使用承諾書が作成されているもの

②使用車両には、自動車の両側面に次の事項を表示してください。

- | | | |
|----------------|---|---------------------|
| イ) 登録を受けた法人の名称 | } | 文字の大きさは |
| ロ) 「有償運送車両」の文字 | | 縦横それぞれ5センチメートル以上です。 |
| ハ) 登録番号 | | |

③次の基準に適合する任意保険(共済を含む)の契約が必要です。

また、登録中は1)から6)までを常に維持しなければなりません。

- 1) 対人賠償(搭乗者を含む)の限度額が1人につき8,000万円以上
- 2) 対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上
- 3) 運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
- 4) 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
- 5) すべての自動車について契約を締結すること
- 6) 持ち込み車両であっても運送主体が保険契約者となっていること。

又は持ち込み者が契約する保険等について、運送主体の責任で把握できること。

5 運転者

次の①もしくは②に該当する運転免許等が必要です。

①第2種免許(普通・大型など運転する車両により異なる)

②第1種免許(普通・大型など運転する車両により異なる)

+国土交通大臣が認定する「交通空白地有償運送運転者講習」修了

また、岡山県への申請から遡って2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。

6 運送の対価(料金)

運送の対価(料金)は、旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲であると認められ、合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であることが必要です。

路線型については乗合バス運賃を目安に、区域型についてはタクシー運賃の約8割を目安に、運送主体が設定し、地域の協議を調べてください。

7 管理運営体制

毎日の運行管理、整備管理の責任者（運行管理責任者が、やむを得ず不在となることがある場合は、代行者を設定）、事故防止についての教育及び指導体制、事故発生時の連絡体制、苦情処理体制等を定めてください。

【特定事務所の義務について】

※車両を5台以上保有または乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用する事務所

(1) 運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備える必要があります。

- 1) 旅客運行管理者の資格を有する者
- 2) 旅客運行管理者基礎講習修了者
- 3) 安全運転管理者の資格要件を具備する者
- 4) 1年以上の実務経験（自動車の運転の管理）＋運行管理者一般講習修了者

(2) 運行に関する計画の作成、長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保の措置、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認・記録等を行わなければなりません。

(3) アルコール検知器を常時有効に保持し、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければなりません。

(4) 運行管理の責任者は、選任した日の属する年度の翌々年度以降2年ごとに運行管理に関する講習の定期的な受講が義務付けられています。

○運行管理者等一般講習（旅客）

実施機関例）独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 Tel 086-232-7053

8 欠格事由

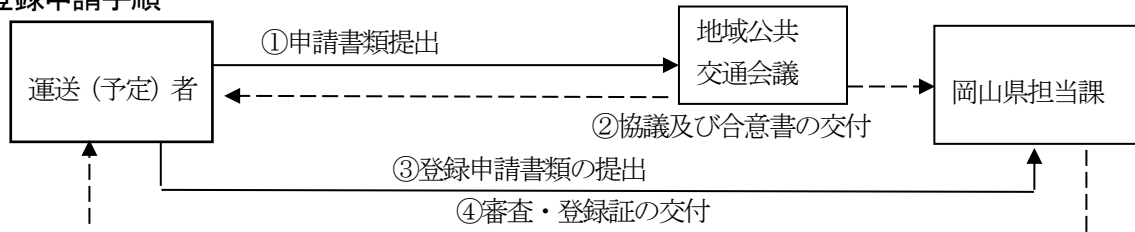
法人の役員全員が、法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当していないことが必要です。

また、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合は代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない者であることが必要です。

Ⅲ 新規登録申請について

交通空白地有償運送の登録については、市町村へ相談を行ってください。運送主体は、地域公共交通会議の協議が調った後に、岡山県担当課に登録申請を行います。登録申請には、申請手数料（１万５千円）が必要になります。

1 登録申請手順



- ①地域公共交通会議に書類を提出する。その後、会議に出席し運行計画について説明する。
運行計画の修正を求められた場合は、修正し再提出する。
- ②地域公共交通会議で合意後、協議が調ったことを証する書類の交付を受ける。
(会議の主宰者は県あてにも送付)
- ③岡山県に登録申請する。
- ④岡山県から交通空白地有償運送の登録証の交付を受ける。(有効期間２年)

2 提出書類

提出書類一覧表を参照し、地域公共交通会議及び岡山県に書類を提出してください。

(1) 地域公共交通会議

【提出先】

予定している地域の市町村交通担当課

※複数の区域の運送を予定している法人は留意してください。

(2) 岡山県

【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部県民生活交通課（郵送可）

MAIL:kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp

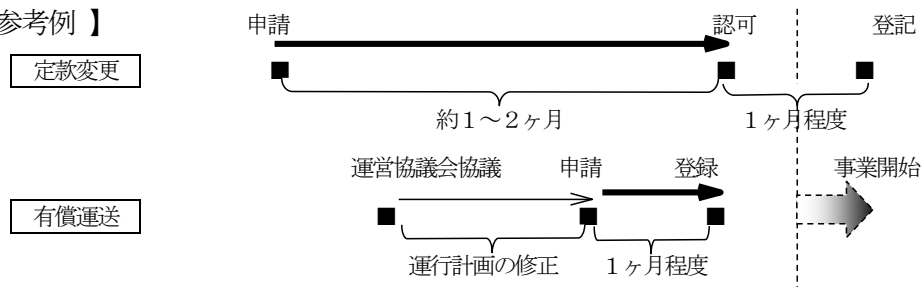
※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

Ⅳ 交通空白地有償運送の開始等について

1 開始時期

有償運送の開始は、法人の定款変更完了後となります。定款変更の審査期間中に登録申請を行うことは可能です。

【参考例】



2 廃止について

有償運送開始後、事業を廃止する場合は、廃止の前に事業所のある市町村にお知らせください。また、廃止後は岡山県担当課に【廃止届出書】を提出してください。

3 台帳の管理等

(1) 事業開始前に、次の台帳を作成し管理してください。

- ①自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧【参考様式第イ号】
- ②自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧【参考様式第ロ号】
- ③運転者台帳【参考様式第ホ号】

(2) 運送の対価（料金）が利用者に分かるよう、当該運送を実施する事務所及び車両内に提示、又は対価（料金）表等を用いて説明してください。

(3) 運行時には、次の書類に記録をつけてください。

- ①乗務記録【参考様式第二号】
 - ②安全な運転のための確認表【参考様式第八号】
 - ③安全な運転のための確認表・車両点検表【参考資料】
 - ④事故の記録【参考様式第九号】
 - ⑤苦情処理簿【参考様式第十号】
- 日々の運行ごとに記録してください。
- 事故・苦情が発生した際に記録してください。

※死者又は重傷者を生じた自動車事故があった場合などは、岡山県へ速報の上、発生した日から30日以内の報告が必要となります。

4 運行報告

運行開始後は、毎年、実績報告書を提出してください。

提出物：自家用有償旅客運送輸送実績報告書【第6号様式（第2条の2関係）】 1部

提出先：岡山県県民生活部県民生活交通課

(E-mail : kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp 又は FAX : 086-232-5354)

提出期限：5月末日

5 安全運行に関する研修等

運転者の安全意識を高め、事故防止に努めてください。

※運送主体の自主的な研修を行う際には、次のような研修等を参考としてください。

(1) 運転者の適性診断

一般診断：運転上のくせを明らかにするもの

実施機関：独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 TEL 086-232-7053

(2) ユニバーサルドライバー研修

研修内容：接遇向上のための研修

実施機関：(一財)全国福祉輸送サービス協会

東京都千代田区九段南 4-8-13 TEL 03-3222-0347

V 申請内容の変更等について

岡山県に申請した内容について変更が生じた場合は、変更の内容に応じ申請または届出が必要です。また、変更申請の申請手数料（3千円）については、運送区域（拡大）、運送種別（拡大）のみ必要になります。

なお、変更事項によって、書類の提出時期が異なりますので、注意してください。

1 岡山県への手続き

岡山県に申請又は届出が必要な変更事項は下表のとおりです。

提出する書類は、提出書類一覧表を参照してください。

変更事項	変更申請 (概ね2カ月前)	変更届出 (30日以内)	添付書類
1 事前に申請が必要な変更事項 (地域公共交通会議の合意が必要) ① 運送区域（拡大） ② 運送種別（拡大） ③ 運送する旅客の範囲（拡大） ④ 事業者協力型の実施	○		※提出書類 一覧表を参 照してくだ さい。
2 事後に届出が必要な変更事項（軽微な事項） ① 法人・団体の名称・住所 ② 事務所の名称・位置 ③ 代表者の交代・氏名 ④ 運送区域（縮小） ⑤ 運送種別（縮小） ⑥ 使用車両 ⑦ 運送する旅客の範囲（縮小） ⑧ 事業者協力型の協力事業者の氏名、 名称又は住所		○	
3 運送の廃止		○	

2 地域公共交通会議への手続き

1の①～④までの手続きとは別に、「旅客から収受する対価の変更」に変更がある場合にも、地域公共交通会議で、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていることの合意を得てください。なお、岡山県への届出は不要です。

3 岡山県に届出の必要のない事項

(1) 運転者の追加

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿【様式第4号】、運転者台帳【参考様式第ホ号】を作成し、台帳管理を行ってください。

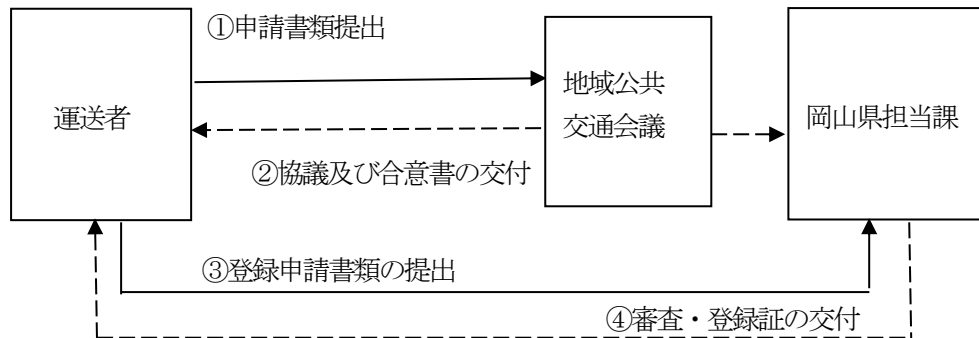
(2) 運行管理体制

自動車の管理運営体制等「運行管理の体制等を記載した書類」【様式第7号】を作成し、運送者で管理してください。

VI 更新登録の申請について

有効期間の更新の登録に当たっては、地域公共交通会議の合意を得ておく必要があります。

1 更新登録申請手順



2 提出書類

提出書類一覧表を参照し、地域公共交通会議及び岡山県担当課に書類を提出してください。なお、前回提出した書類と変更のない添付書類については、チェックリストへ誓約することで省略が可能です。

(1) 地域公共交通会議

【提出先】

運送区域を管轄する市町村公共交通担当課

※複数の区域を運送している法人は、区域すべての市町村への提出が必要です。

【受付期間】

受付期間は、有効期間の満了する日の概ね3ヶ月前から。

合意書の作成には、1ヶ月程度かかりますので、協議の申込みは、余裕を持って、書類を提出してください。

(2) 岡山県

【提出先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県県民生活部県民生活交通課（郵送可）

Email:kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp

※申請手続きを行う担当者の連絡先（TEL, FAX, E-mail 等）を同封してください。

【受付期間】

地域公共交通会議の合意が調ったあと、提出してください。

審査には1ヶ月程度かかることがありますので、余裕をもって提出してください。

Ⅶ 申請手数料について

新規登録及び、変更登録（運送の種別拡大、運送の区域拡大）の場合に、申請手数料が必要です。いずれかの方法での納付を確認の上、登録証を発行しますので、事前にご相談ください。

1 納入通知書による支払い

- (1) 岡山県県民生活交通課から納入通知書を送付
- (2) 県内金融機関で支払い
- (3) 納付証明として領収印の写しを提出。

（納付証明の提出がない場合は、納付確認が遅くなるため、登録時期がずれ込む可能性があります）

2 収納専用窓口での支払い

- (1) 岡山県県民生活交通課から岡山県手数料等（POS）納付連絡票を送付
- (2) 収納専用窓口（県庁、県民局、保健所等）でバーコードを見せて支払い
- (3) 納付済証を受け取り、提出。

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安

中国運輸局

※ 対価の目安は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割となる。

令和5年12月28日公表

運賃適用地域	距離制運賃 初乗運賃（1.0 km）	加算運賃	時間制運賃 （5分）
広島県A地区	370円	1.0 km 220円	410円
広島県B地区	380円	1.0 km 240円	410円
鳥取県地区	350円	1.0 km 230円	390円
島根県本土地区	390円	1.0 km 270円	470円
島根県隠岐地区	310円	1.0 km 220円	380円
岡山県地区	380円	1.0 km 240円	410円
山口県地区	350円	1.0 km 230円	360円

交通空白地有償運送 申請書等添付 書類一覧 （県民生活交通課提出用）

様式	書類の名称	新規 申請	更新 申請	変更申請				変更届（変更後３０日以内）					廃止届
				旅客の範囲を拡大 又は変更する場合 （縮小する場合は除く）	福祉有償運送を行っている 運送者が新たに 交通空白地有償運送を行う場合	運送の区域を拡大 又は変更する場合 （減少する場合は除く）	事業者協力型 の実施	法人・団体の名称、 住所、代表者の変更	事業所増/減	旅客の範囲を減少 する場合	使用車両の 追加、変更	運送区域、運送種別 の縮小	
様式第1-1号	自家用有償運送の登録の申請	○											
様式第1-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請		○										
様式第1-3号	自家用有償旅客運送の変更登録の申請			○	○	○	○						
様式第1-4号	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書							○	○	○	○	○	
	廃止届出書												○
所定	登録申請料納付済証	○			○	○							
	更新申請書類チェックリスト		○										
	登録証（原本）		○	○	○	○	○	○		○		○	○
任意	定款又は約款（財団法人にあっては寄附行為）	○	★					○					
－	登記事項証明書（コピーは不可）	○	★					○					
任意	役員名簿	○	★					○					
任意	路線図	○	○			○							
任意	対価表	○	○		○	●							
様式第3号	宣誓書	○	○					○					
様式第1-5号	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	○	○	○	○	○	○		●				
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	○	○			●	○		●		○		
任意	車検証の写し（申請日時点で有効期限内のもの）	○	★			●	●		●		○		
任意	使用者と申請者の間で締結された契約書又は使用承諾書の写し	●	★			●	●		●		●		
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	○	○		●		●		●				
様式第4号	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	○	★		●		●		●				
任意	運転免許証の写し（申請日時点で有効期限内のもの）	○	★		●		－		●				
任意	交通空白地有償運送運転者講習修了証の写	○	★		○		－		●				
様式第5号	宣誓書【事業者協力型のみ】	●	★				○		●				
様式第6号	運行管理の責任者就任承諾書	○	★				○		●				
任意(いずれか) 配置車両が定員11人以上、11人未満5台以上の場合必要	運行管理者資格者証の写し	●	★				○		●		●		
	運行管理者試験の受験資格の証の写し												
	安全運転管理者などの要件を備えている証の写し												
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類	○	★			●	○		●		●		
任意又は 様式第8号	任意自動車保険証券の写し※1	○	★				－		●		○		
	宣誓書（保険証券の写しがない場合のみ）	●	★										
様式第9号	宣誓書【事業者協力型のみ】	●	★				○						
（参考） 地域公共交通会議で協議の必要の有無		○	○	○	○	○	○		●				

○：必須 ★：前回の申請から変更がない場合は不要 ●：該当する場合のみ

注）１ 申請の内容により、別途資料の請求をすることがあります。

注）２ 定款等の書類（青セル）は市町村は不要です。

※１ 対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険などの契約申込書の写し又は見積書の写し

申請の必要がない変更（ただし、対価の変更は地域公共交通会議で協議の必要がある）

- ・運転者の増加・減少
- ・運行管理責任者の変更
- ・対価の変更

・様式一覧表

様式番号	名称	ページ
様式第1-1号	自家用有償旅客運送の登録の申請	14
様式第1-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請	16
様式第1-3号	自家用有償旅客運送の変更登録の申請	18
様式第1-4号	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	20
様式第1-5号 (公共交通会議から交付)	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類	23
様式第1-6号	交通空白地有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書	24
様式第3号	宣誓書	25
様式第4号	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	26
様式第5号	宣誓書(事業者協力型)	27
様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書	28
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類	29
様式第8号	宣誓書(任意保険に関する契約書等が添付できない場合)	31
様式第9号	宣誓書(事業者協力型)	32
第6号様式	自家用有償旅客運送輸送実績報告書	33
	更新申請書類チェックリスト	34
参考	廃止届出書	35
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	36
記入例	契約書又は使用承諾書の写	37
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧	39
参考様式第ハ号	安全な運転のための確認表	40
参考資料	安全な運転のための確認表・車両点検表	41
参考様式第二号	乗務記録	42
参考様式第ホ号	運転者台帳	44
参考様式第ヘ号	事故の記録	45
参考様式第ト号	苦情処理簿	46

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			()			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

--

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
	持込		※	()	※ ()		※
	合計						

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

--

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 路線

	新	旧
起点		
終点		
キロ程		
主たる経過地		

(2) 運送の区域

新	
旧	

(3) 運送の種別

新	
旧	

(4) 運送しようとする旅客の範囲

新	
旧	

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

5. 変更予定期日

(年号) 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
名 称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 路線（減少した場合に限る）

		新	旧
路線	起 点		
	主たる経過地		
	終 点		
	キ 口 程		

(4) 運送の区域（減少した場合に限る）

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(5) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(6) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
新		保有			()			
		持込		※	()	※ ()		※
		合計			()			
旧		所有			()			
		持込		※	()	※ ()		※
		合計			()			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(7) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

新	
旧	

(8) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

(年号) 年 月 日

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(地域公共交通会議等の名称) 主宰者 ○○市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

交通空白地有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書（ 年度）

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3 月 14 日	〇〇交通	〇〇200 あ 123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している交通空白地有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

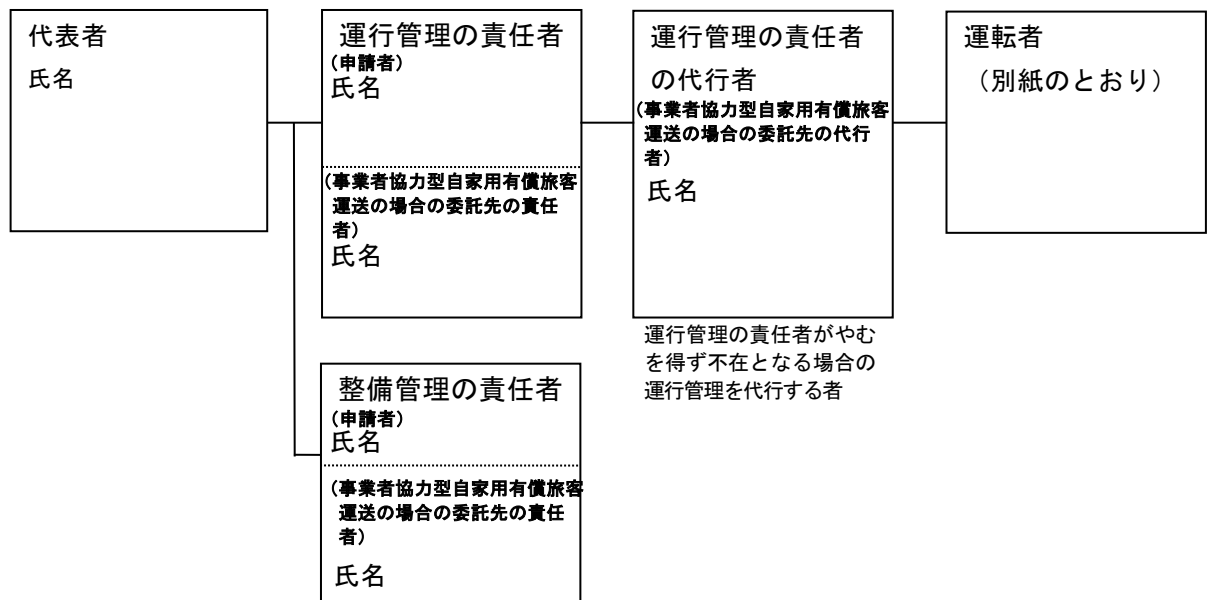
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

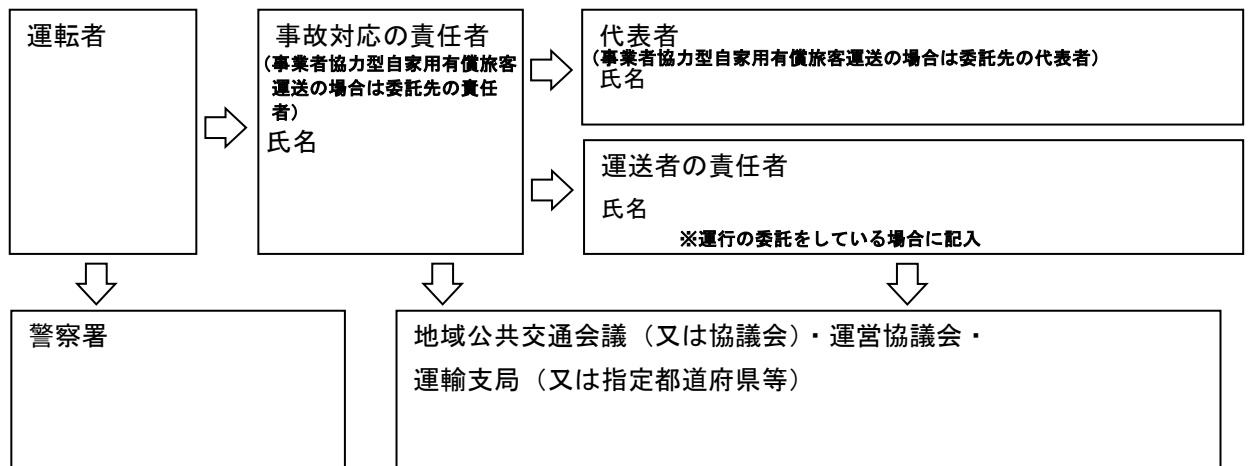
No	氏 名	住 所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

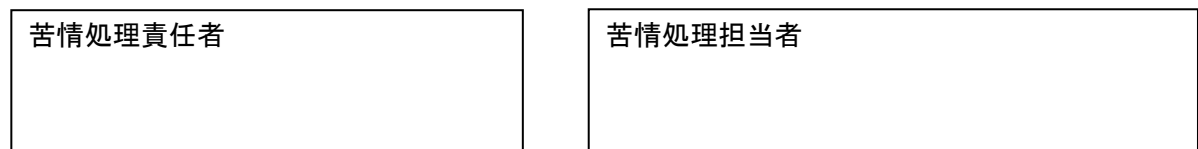
（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第 8 号

岡山県知事 殿

宣 誓 書

道路運送法第 79 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

岡山県知事 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 6 に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

種別	交通空白地	
----	-------	--

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和 年度）

岡山県知事

殿

住所

運送者名

代表者名（役職名及び氏名）

電話番号

概況（令和 年3月31日現在）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車 数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
計（両）		（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ（キロメートル）				
輸送人員（人）又は運送回数（回）				
運送収入（千円）				

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

- 備考
- 1

種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2

管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3

全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 4

自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
- 5

運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6

輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあつては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 7

交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 8

重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条をいう。

更新申請書類提出チェックリスト【交通空白地】(R6.4～)

様式名	書類の名称	備考	チェック欄
様式第1～2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請		
	登録証(原本)		
(任意様式)	定款又は寄附行為*	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(所定様式)	登記事項証明書*	*市町村は不要 前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	役員名簿*	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
様式第3号	宣誓書*		
(任意様式)	路線図		
(任意様式)	対価表		
様式第1～5号	地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類		
参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧		
(任意様式)	自動車の使用権原を証する書類	車検証の写し 申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から内容に変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
		使用者が申請者以外の場合 「契約書」or「使用承諾書」 前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
参考様式第ロ号	自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧		
様式第4号	運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	運転免許証の写し	申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から内容に変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	運転者が必要な要件を備えていることを証する書類 ※講習修了証等	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
様式第5号	宣誓書	【事業者協力型のみ】 様式第4号、免許証、講習修了者証省略可能	
様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
(任意様式)	(バスを運行する場合又は1事務所に車両を5台以上配置する場合) いずれかの書類の写し ・運行管理者資格証 ・運行管理者試験の受験資格を有することを証する書類 ・安全運転管理者証	【特定事務所のみ】 前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類 運行管理者・整備管理者・事故苦情対応者など	前回提出時から変更がなければ省略可能	提出 ・ 省略
任意様式又は 様式第8号	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 任意保険の証書の写し又は様式第8号 ・運行で生じた損害が賠償されること ・対人(搭乗者を含む)8千万以上 ・運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責されていない	申請時において期限が切れていないこと 前回提出時から変更がなければ省略可能 補償内容に変更があった場合は要提出	提出 ・ 省略
様式第9号	宣誓書	【事業者協力型のみ】 任意保険証書の省略可能	

省略にチェックを入れた書類については、前回提出したものと内容に変更がないことを確認しました。

(申請者名)

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

住 所
名 称
代表者名

廃止届出書

このたび、自家用有償旅客運送について、次のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

1 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2 登録番号

3 登録の有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 廃止の日

令和 年 月 日

(廃止の理由)

5 添付書類

登録証（原本）

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(車両の使用者が運送主体の登録運転者として自己の使用する車両を使用する場合の参考例)

車両の無償使用に関する契約書

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と、×××××××× (以下「乙」という。) は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、(丙が所有し、) 乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(基本原則)

- 第1条 甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、(丙が所有し、) 乙の使用する車両(車両の登録番号 「例：岡山△△あ 〇〇-〇〇」) を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。
- 2 乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。
- 3 この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

(使用期間)

- 第2条 前条に定めた車両の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に1年間の期間延長をすることができるものとし、以後この例による。
- 3 使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

(損害賠償措置等)

- 第3条 甲は、この契約に基づく自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第51条の22による損害を賠償する措置を講じておかなければならない。
- 2 甲は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、自動車によって他人(搭乗者を含む)に加えた損害については、その賠償にあたり、車両にかけられている自賠責保険、任意保険及び甲が加入する損害保険を利用する。

※以下は、乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)を利用する際には追加すること

- 3 ただし、甲は乙の加入する任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)が、甲の実施する自家用有償旅客運送においても適用になること、対人賠償額が無制限、対物賠償額が1,000万円以上に加入していることを確認した上で使用することを承諾する。

(車両の点検整備等)

第4条 乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実に行うものとする。

2 乙(丙)は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけないように最善の配慮をするものとする。

3 乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

(事故等の対応)

第5条 乙(丙)は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

2 乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

3 運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

(協議事項)

第6条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
名 称
代表者名

乙 住 所
氏 名

(使用する車両の所有者が、運転者の同居親族である場合、以下に記載)

丙 住 所
氏 名

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
2		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
3		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
4		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
5		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 理由欄 ☐ 無 ☐ 有	☐ 有 ☐ 無			

安全な運転のための確認表

車両点検表

		月分												自動車登録番号(又は車両番号) 岡山																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ブレーキ																																
駐車ブレーキ																																
燃料																																
冷却装置の水漏れ																																
タイヤの空気圧・損傷・摩耗																																
ドアロック、シートベルト機能																																
リフト、スロープ機能																																
灯火、方向指示器																																
スペアタイヤ、工具																																
※ エンジンの音・排気色																																
※ エンジンオイルの量																																
※ ブレーキオイルの量																																
※ 冷却水の量																																
※ バッテリー液の量																																
※ ウィンドウォッシャー液の量																																
※ ワイパー機能																																
※ ファンベルトの張り・損傷																																
※ タイヤの溝の深さ																																

※は、車両の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行う。

運転免許証・車検証																																
運転手証明書																																
利用案内、料金表																																
運行記録簿																																
釣銭、筆記用具																																
携帯電話																																
運転手心身状況																																

ボディー、装置等の異常 詳細																																
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記入方法：良→○ 要対応→× を記入し、詳細欄に対応状況を記載する。

点検者 印・サイン																																
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

乗 務 記 録

運転者の氏名	
日 付	
登録番号	

入庫キロ	
出庫キロ	
乗務した距離	

番 号	路 線 又 系 統 名	開 始 地 点 (時刻)	主 な 経 過 地 点	終 了 地 点 (時刻)	備 考
1		(:)		(:)	
2		(:)		(:)	
3		(:)		(:)	
4		(:)		(:)	
5		(:)		(:)	

事故又は異常な状態が発生した場合の概要及び原因

乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	発 地	主な経過地	着 地	運送に要した時間及び距離			収受した対価
				開 始	終 了	乗務距離	
1		()		:	:		円
2		()		:	:		円
3		()		:	:		円
4		()		:	:		円
5		()		:	:		円
6		()		:	:		円
7		()		:	:		円
8		()		:	:		円
9		()		:	:		円
10		()		:	:		円
11		()		:	:		円
12		()		:	:		円
13		()		:	:		円
計							円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等（規則第51条の16第2項）

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

作成年月日

令和

年

月

日

事故の記録

事務所名

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
事故の発生場所			
事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）			
事故の原因			
再発防止対策			

苦 情 処 理 簿

事務所名

受 付 者

申告者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

運送者における日々の確認チェック表(作成例)

1 運行管理

①安全な運転のための確認表(点呼簿)

- ☐点呼者(運行管理責任者)、点呼方法(原則として対面、対面が困難な時には電話で確認)に留意し、運行前に必ず実施すること。
- ☐点呼の都度、点呼簿に記入し、確認者印を押すこと。

②乗務記録(運転日報)

- ☐もれのないよう記載すること。(車両番号、乗車距離、収受料金)

③運転者台帳

- ☐運転者の要件を満たしていること。
- ☐台帳の免許証の写しは、更新の都度貼り替えること。
- ☐講習等受講歴欄は、もれのないよう記入すること。

④苦情処理簿

- ☐苦情処理の体制を整えること。
- ☐苦情等が無い場合も、様式を整備すること。

⑤事故の記録

- ☐事故処理の体制を整えること。
- ☐事故等が無い場合も、様式を整備しておくこと。
- ☐事故等があった場合は、岡山県担当課への届出、運転者に適性診断を受診させるなど迅速に対応すること。

2 車両管理

①車両登録簿

- ☐登録簿を作成し、車検証の写しを添付しておく。
- ☐車検を受けた時は、更新後の車検証の写しを添付する。

②車両点検表

- ☐点検表を車両ごとに作成し、点検者印を押すこと。

3 表示関係

①自動車表示

- ☐運送者の名称、「有償運送車両」の文字、登録番号(横書きで一文字の大きさ一辺5cm以上)を車体の両側に表示する。

②車内表示

- ☐料金表は、利用者にわかりやすいように車内に掲示すること。
- ☐登録証の写しを車内に備え置くこと。

4 その他

①運送の対価(利用料金)の収受状況

- ☐対価の収受(乗車料金、待機料金、迎車回送料金等)を適切に行うこと。
- ☐タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽らないこと。

②利用者への連絡窓口の周知状況

- ☐パンフレットを作成し、利用者に連絡窓口を周知すること。

岡山県 生活交通行政担当課一覧

団体名	所 属	所在地	直通電話
岡山市	都市整備局都市・交通部交通政策課	700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1376
倉敷市	建設局都市計画部交通政策課	710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3545
津山市	産業経済部商業・交通政策課	708-8501 津山市山北520番地	0868-32-2075
玉野市	公共施設交通政策課	706-8510 玉野市宇野1-27-1	0863-32-5547
笠岡市	政策部企画政策課	714-8601 笠岡市中央町1-1	0865-69-2112
井原市	総合政策部企画振興課	715-8601 井原市井原町311-1	0866-62-9504
総社市	市民生活部交通政策課	719-1192 総社市中央一丁目1番1号	0866-92-8249
高梁市	市民生活部都市民課	716-8501 高梁市松原通2043	0866-21-0254
新見市	福祉部交通対策課	718-8501 新見市新見310-3	0867-72-6122
備前市	市長公室交通政策課	705-8602 備前市東片上126	0869-64-1852
瀬戸内市	総合政策部企画振興課	701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1	0869-22-1031
赤磐市	総合政策部政策推進課	709-0898 赤磐市下市344	086-955-2692
真庭市	生活環境部くらし安全課	719-3292 真庭市久世2927-2	0867-42-1017
美作市	市民部くらし安全課	707-8501 美作市栄町38-2	0868-72-5202
浅口市	企画財政部地域創造課	719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050	0865-44-9034
和気町	総務部危機管理室	709-0495 和気郡和気町尺所555	0869-93-1123
早島町	企画課	701-0303 都窪郡早島町前潟360-1	086-482-0612
里庄町	企画商工課	719-0398 浅口郡里庄町大字里見1107-2	0865-64-3114
矢掛町	企画課	714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018	0866-82-1057
新庄村	総務企画課	717-0201 真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2627
鏡野町	まちづくり課	708-0392 苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2982
勝央町	総務部	709-4316 勝田郡勝央町勝間田201	0868-38-3111
奈義町	総務課	708-1392 勝田郡奈義町豊沢306番地1	0868-36-4111
西粟倉村	総務企画課	707-0503 英田郡西粟倉村大字影石33番地1	0868-79-2111
久米南町	総務企画課	709-3614 久米郡久米南町下弓削502-1	086-728-2111
美咲町	くらし安全課	709-3717 久米郡美咲町原田1735	0868-66-1112
吉備中央町	総務課	716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1-2	0866-54-1313
岡山県	県民生活部県民生活交通課	700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7291
国土交通省 中国運輸局	岡山運輸支局輸送監査	701-1133 岡山市北区富吉5301-5	086-286-8122